

社会保険おきなわ

2025. 3 No.515

今月の記事

年金事務所からのお知らせ

事業主の皆さまへ

④p – ⑤p 「保険料納入告知額・領収済額通知書」がオンライン事業所年金情報サービスで受け取れるようになりました

⑧p 会社を退職（失業）された方へ 国民年金への変更手続きはお済みですか？

⑨p あなたの年金 簡単便利なねんきんネットで！
ペーパーレス化にしてみませんか？

協会けんぽ沖縄支部からのお知らせ

⑥p 2025年度の保険料率が変わります

⑦p 2025年度生活習慣病予防健診の予約受付が始まっています！
退職後の健康保険について/
マイナンバーカードの健康保険証登録はお済みですか？

沖縄県社会保険協会からのお知らせ

コラム 「働き方と人間関係」 ②p – ③p

日本年金機構エッセイ「わたしと年金」令和6年度受賞作品 ⑩p

社会保険Q&A「教えて城間先生!!」 ⑪p

会員事業所変更届のご提出について ⑫p

職場内で回覧しましょう

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

GREEN PRINTING APP
P-810269
この印刷物は、環境に配慮した
原料と工程で製造されています。

ミックス
紙 | 責任ある森林
管理を支えています
FSC
www.fsc.org
FSC® C166756

column

「働き方と人間関係」



私は、組織開発とメンタルヘルスのコンサルタントです。職場で起こったトラブルを契機に組織のあり方を見直し、理想の姿を目指した組織を再構築するためのサポートを行っています。

● 「心身の健康や幸福」の研究

私がコンサルティングを行う際に、理論的背景にしている研究があります。米ハーバード大学の「成人発達研究」です。この研究は、ウェルビーイング（心身の健康や幸福）のカギを探すために、85年以上にわたり続けられている大規模な調査研究です。その研究によると幸せな老後を過ごせるかどうかは、現役時代の働き方や人間関係の良し悪しによることが分かりました。人間関係維持をするのは、簡単ではありません。筋肉と同じで何もしなければ衰えていきます。人間関係が衰えて（孤独）しまうと幸福度を下げるだけではなく、健康状態の悪化や死亡率上昇を招くことが分かっています。

研究を引き継いでいる4代目のロバート・ウォールディング教授（精神医学）によると、よい人間関係が心臓病や糖尿病、関節炎の発症を抑制するのに対し、「慢性的な孤独」は1年あたりの死亡率を

26%も高めるそうです。

人間の幸福や健康は「家柄」「学歴」「職業」「年収」「老後資金の有無」によって左右されるのではなく、「直接的な因果関係は「いい人間関係」だそうです。特に40代・50代の仕事や育児、介護に忙しい時期の人間関係が重要になります。職場に一人でも親友と呼べる人が居るか居ないかが老後を幸福に過ごせるかどうかのカギになるのだそうです。

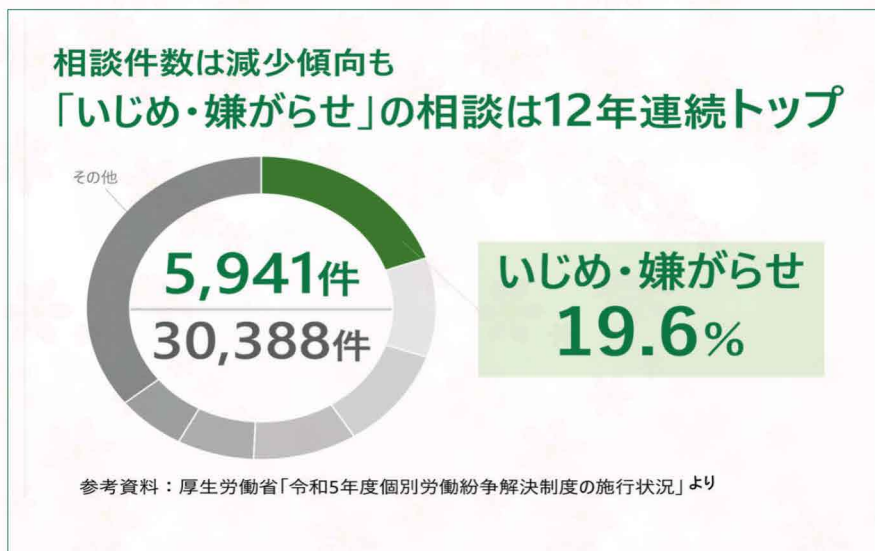
● 組織が目指すべき

「パワーハラスメント防止措置」

「人間の悩みの9割は人間関係である」という言葉があります。私がお手伝いする職場の問題の殆どが人間関係によるものです。コンサルティングをする際、以前は問題を契機に組織のあり方を見直し、理想の姿を目指して組織づくりに取り組むことが多かったです。令和4年4月1日に「パワーハラスメント防止措置」が中小企業の事業主に義務化されて以降、法律に対応する為の職場づくりを求められるようになりました。

図1にあるように労働相談の内容は、職場のいじめ・嫌がらせがトップです。最近では、経営者や上司

図1



と従業員との間でハラスメントが起こることが減った一方、従業員や同僚間で起こることが増えていると実感しています。

問題が起こった組織とまだ起こっていない組織とちからでコンサルティングを行う際も、私の基本方針やアプローチは同じですが、事業所側の目的・着地点に違いがあります。

問題を反省し理想の姿を追求し取り組み場合に比べ、ハラスメント防止だけを目的とすると、人と組織を成長・アップデートさせ、組織で幸せを目指すウェルビーイングの視点が事業所側に不足していると感じます。

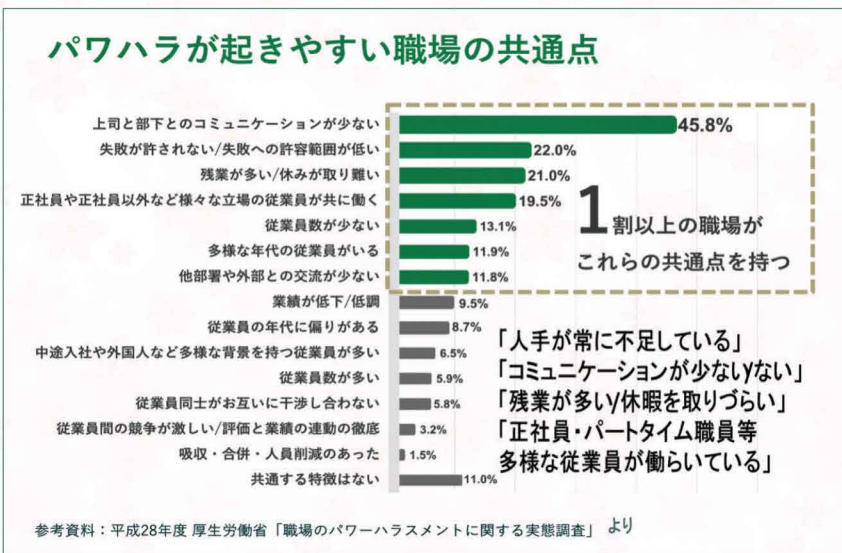
「ハラスメント防止」だけを目的としている場合、理想の組織を目指すよりも法律や裁判例、ケースがハラスメントに該当するかどうか等に興味関心が高くなるので、そこだけに留まらないで欲しいと思います。

図2は、ハラスメント防止対策・相談体制チェックリストです。ハラスメント防止対策を行う場合、社内での周知や特に相談窓口の運用が重要となり、担当者の育成が必要になります。上手く運用できるようになるためには、社員との信頼関係構築、目線合わせ、人材育成が欠かせません。これらはとてども時間と

図2

NO	事業所ハラスメント防止対策チェックリスト	✓
1	セクハラ・パワハラを含むあらゆるハラスメントの相談に対応する相談窓口を設置している。	
2	相談窓口について、全社員に周知している。	
3	相談担当向けの対応マニュアルを作成している。	
4	相談の際にはプライバシーが守られている。	
5	ハラスメントは許さないという企業の方針を社内報や社内ホームページ等に掲載している。	
6	各種ハラスメントに関して、研修等で継続的に注意喚起を行っている。	
7	ハラスメント行為に係る懲罰規定を、就業規則や服務規律等に明記している。	
8	ハラスメントの実態把握のためのアンケートを実施している。	
9	ハラスメント事案が発生した場合、行為者、相談者双方に対して、判定結果および企業としての対応を説明することとしている。	

図3



労力が必要です。

図3は、パワーハラスメントの起こりやすい職場の共通点を表しています。この内容は社員が能力を發揮できずに人が育たない、従業員が定着しない職場の共通点とも酷似しています。私たちの時間とエネルギーは有限なので、職場の環境改善の最終目的地をどこに置くかによって少なからず結果に差が表れます。

ハーバード大学の研究結果にあるように職場の間関係や過ごし方、働き方が私たちの老後に大きく影響しているのならば、ハラスメント防止を最終的にするのではなく、ハラスメント防止を超えた取り組み、理想の組織を目指しながら職場でのより良い人間関係の構築、定年後もウェルビーイング(心身の健康や幸福)な状態になれる組織づくりを目指して欲しいと思います。

プロフィール

おおしろ あさの
大城 朝野 氏

生きがい、働きがい、経営研究所ハタワークス 代表 組織開発&メンタルヘルスコンサルタント「沖縄版メンタルヘルス」を標榜し、平成24年、生きがい、働きがい、経営研究所「ハタワークス」設立する。組織開発・キャリア開発コンサルティング、メンタルヘルスコンサルティングを行う。最新の心理学的手法を基に『働きがい』のある職場環境づくりを通し、働く個人には『生きがい、働きがい』を、企業・組織には『生産性向上』に寄与するために個人と組織にアプローチする。

【所属】

沖縄県社会保険労務士会、日本トランスパーソナル学会、メンタルウェルネス協会、日本産業カウンセラー協会、プロセスワーク研究会、教育カウンセラー協会、沖縄解決志向アプローチ研究会

【資格等】

国家資格：社会保険労務士
 民間資格：シニア産業カウンセラー(日本産業カウンセラー協会)、認定ハラスメント防止コンサルタント(21世紀職業財団)メンタルウェルネストレーニングインストラクター(MWT協会)キャリアシフトチェンジインストラクター(中央職業能力開発協会)



お知らせです。 /

オンラインサービスの利用方法

GビズIDを取得すれば、どちらのサービスも無料で利用できます。

日本年金機構のホームページに、メリットや申請方法をわかりやすく解説した動画や具体的な操作手順を記載したガイドブックを掲載していますので、ぜひご活用ください。

1. 電子申請

<ご利用のソフトウェア別の電子申請方法>

- ① 市販の労務管理ソフトや自社システム
(電子申請に対応しているもの)
※電子申請はe-Govやマイナポータルを経由して行います。



GビズIDまたは電子証明書
で電子申請

- ② 届書作成プログラム
● 届書作成プログラムとは、届書を簡単に作成し、
電子申請できるソフトウェアです。
● 日本年金機構のホームページから無料でダウンロード
できます。



GビズIDで電子申請

GビズIDをお持ちの方は、届書作成プログラムの利用により、届書をオンラインで簡単に申請することができます。

<日本年金機構ホームページ>

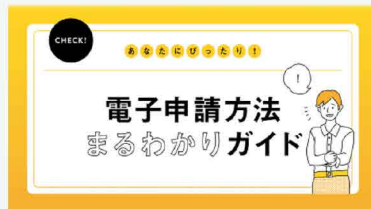


日本年金機構 電子申請

検索

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>

動画 >>



ガイドブック >>



電子申請を
ご利用ください!

2. オンライン事業所年金情報サービス

GビズIDがあれば、すぐに利用できます。

<日本年金機構ホームページ>



オンライン事業所年金情報サービス

検索

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/online_jigyousho.html

動画 >>



ガイドブック >>



登録は
カンタン!

電子申請・オンライン事業所年金情報サービスの利用に関するお問い合わせはお電話でも承ります

ねんきん加入者ダイヤル (日本年金機構「電子申請・電子媒体申請」照会窓口)

0570-007-123 (ナビダイヤル) → 「2番」をお選びください

※ 050から始まる電話でおかけになる場合は、03-6837-2913 → 「2番」をお選びください

(受付時間) 月～金曜日：午前8時30分～午後7時 / 第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※土曜日、日曜日、祝日 (第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日は利用いただけません。

※通知書に表示されている内容については、管轄の年金事務所へお問い合わせいただきますようお願いいたします。

事業主の皆さまへ

「保険料納入告知額・領収済額通知書」がオンライン事業所年金情報サービスで受け取れるようになりました

社会保険料を口座振替で納付している事業主の方に郵送している「保険料納入告知額・領収済額通知書」について、電子送付で受け取るためにオンライン事業所年金情報サービスに登録をお願いします。

オンライン事業所年金情報サービスで受け取れる情報・通知書

本サービスでは、GビズIDでe-Govにログインし、利用申込みを行うことで、社会保険に関する事業所向けの各種情報・通知書をオンラインで受け取ることができます。

社会保険料額情報

月末に納付いただく社会保険料の見込み額をお知らせするものです。郵送で納入告知書が届く約1週間前に、社会保険料額を確認できます。

保険料納入告知額・領収済額通知書

社会保険料を口座振替で納付いただいている事業主の方に、当月の口座振替額と前月の領収額をお知らせする通知書です。

被保険者データ

日本年金機構が無料で提供している「届書作成プログラム」に取り込むことで、簡易に届書を作成できます。

※上記のほか、保険料増減内訳書・基本保険料算出内訳書・賞与保険料算出内訳書・決定通知書を受け取ることができます。

オンライン事業所年金情報サービスを利用する主なメリット

☎ 連絡不要で、定期的に受け取りが可能

情報・通知書が必要になる度に、年金事務所へ連絡する必要はなく、1度の申込みで、定期的に必要な情報を受け取れます。

⚡ 早く受け取り・確認が可能

例えば、被保険者データは20日間程度、郵送よりも早く受け取り・確認することができます。

🕒 いつでもどこでも確認が可能

24時間365日オンラインで、どこでも確認できます。また、関係者間での情報共有が容易になります。

⚙️ 簡単に電子申請が可能

被保険者データを「届書作成プログラム」に取り込むことで、簡単に届書データの作成・電子申請ができます。



before

算定基礎届を作成するために、被保険者情報が収録されているCDを受け取っていましたが、毎年6月20日頃にCDが郵送されてくるため、届書を提出するまでの期間が短く、時間に追われていました。



after

被保険者情報が収録されている電子データは6月1日頃に受け取れるため、届書の提出まで余裕をもって作業することができるようになりました。

＼協会けんぽ沖縄支部からのお知らせです。／

2025年度の保険料率が変わります

協会けんぽ沖縄支部の2025年3月分（4月納付分）からの健康保険料率および介護保険料率が以下のとおり改定されます。

※任意継続被保険者の方の保険料率は2025年4月分（4月納付分）から適用されます。

健康保険料率（沖縄支部）

2025年2月分
（3月納付分）まで **9.52%**

0.08 ポイント
引き下げ

2025年3月分
（4月納付分）から **9.44%**

介護保険料率（全国一律）

2025年2月分
（3月納付分）まで **1.60%**

0.01 ポイント
引き下げ

2025年3月分
（4月納付分）から **1.59%**

※40～64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、健康保険料率に介護保険料率が加わります。

保険料率と健康づくりの深い関係

○都道府県単位保険料率の仕組み

協会けんぽの各都道府県の保険料率は、地域の医療費水準に基づいて算出されます。加入者の皆さまの健康づくりや医療費適正化の取組により、医療費の伸びを抑えることができれば、保険料率の伸びを抑えることができる仕組みになっています。

さらに、**インセンティブ制度**により、加入者、事業主の皆さまの健康づくりや医療費適正化の取組成績に応じて、報奨金が付与され、保険料率を引き下げる方向に反映されます。

○インセンティブ制度とは

5つの評価指標に基づき全国47支部をランク付けし、上位15支部は順位に応じて2年後の保険料率を引き下げる方向に反映される制度です。2023年度の**沖縄支部の総合順位は全国11位**だったため、インセンティブ（報奨金）が付与され、保険料率引き下げの方向に反映されました。

◎5つの評価指標

1 特定健診等の 実施率	2 特定保健指導の 実施率	3 特定保健指導 対象者の 減少率	4 要治療者の 医療機関 受診率	5 ジェネリック 医薬品の 使用割合
従業員の健康管理に「生活習慣病予防健診」を受けさせる	メタボ判定された従業員に「特定保健指導」を受けさせる	従業員が最後まで特定保健指導を受けられるよう業務調整する	健診の結果、要治療となった従業員に医療機関を受診させる	お薬を受け取る際は、積極的にジェネリック医薬品を選択する



＼LINE 公式アカウントはじめました♪／

協会けんぽ沖縄支部では、LINE公式アカウントの友だちを募集中です。月2回程度、健康づくりなどに関するお得な情報を配信しますので、右記の二次元コードから友だち追加のご登録をお願いします！

友だち追加は
こちらから↓



保険料率・LINE登録に関するお問い合わせ先 企画総務グループ（☎ガイダンス4番）

＼協会けんぽ沖縄支部からのお知らせです。／

2025年度 生活習慣病予防健診の予約受付が始まっています！

一般健診

対象：35歳～74歳の被保険者（ご本人）

自己負担額 最高

5,282 円

2023年度から自己負担額
が下がりました！

協会けんぽの生活習慣病予防健診は、

血圧測定
血液検査
尿検査
心電図検査

胸部レントゲン検査
胃部レントゲン検査

便潜血反応検査

メタボリックシンドロームとともに

5大がん

肺
胃
大腸

子宮 乳房 までカバー！

※子宮頸がん検診、乳がん検診は、別途自己負担が必要です。

付加健診

自己負担額 最高

2,689 円

付加健診とは、節目の年齢において、一般健診に追加して受診することができる、より詳細な健診です。

2024年4月から対象年齢を拡大、赤字の年齢が追加になりました！

対象年齢：40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳

沖縄県で生活習慣病予防健診が受診できる機関はこちら➡

生活習慣病予防健診に関するお問い合わせ先 保健グループ (☎ガイダンス2番)

退職後の健康保険について

退職後の健康保険には、**健康保険任意継続** **国民健康保険** **ご家族の健康保険（被扶養者）**の3つの選択肢があります。

退職される従業員の方には、毎月納める保険料などを比較のうえ、いずれかの健康保険への加入手続きをすすめるようご案内をお願いします。また、次の健康保険の加入手続きがスムーズに行えるよう、事務ご担当者さまは退職時の「資格喪失証明書」の発行にご協力をお願いします。

協会けんぽの**健康保険任意継続**に加入する場合

手 続 き 先	お住まいの協会けんぽ都道府県支部
加 入 条 件	<ul style="list-style-type: none"> ・退職日までに継続して2か月以上の被保険者加入期間があること ・退職日の翌日から20日以内に「健康保険任意継続被保険者資格取得申出書」を協会けんぽに提出すること (郵送の場合は必着)
保 険 料	退職時に控除されていた健康保険料の2倍の金額 ※保険料には上限があります ※お住まいの都道府県の保険料率が適用になるため、2倍の金額にならない場合があります

健康保険任意継続に関するお問い合わせ先 業務グループ (☎ガイダンス1番)

マイナンバーカードの健康保険証登録はお済みですか？

健康保険証は、「マイナ保険証」を基本とする仕組みに移行しました。マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、事前に登録が必要です。

登録はとっても簡単！お手持ちのスマートフォンやパソコン、医療機関・薬局の顔認証付カードリーダー、セブン銀行ATM から行うことができます。ご登録がまだの方は、早めにお済ませください。

マイナンバーカードの健康保険証利用方法について
(厚生労働省)➡

「マイナ保険証」に関するお問い合わせ先 協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル (☎0570-015-369)

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/okinawa/>
 〒900-8512 (この郵便番号は個別番号であるため、宛先住所の記入が省略できます。)
 ☎098-951-2211 (代表) 受付時間/8:30~17:15 (土日祝日・年末年始除く)

沖縄支部
ホームページ

LINE
友だち募集

- 各種申請はすべて郵送でお手続きができます。
- 申請書は協会けんぽのホームページからダウンロードできます。

7

＼年金事務所からのお知らせです。／

会社を退職（失業）された方へ

国民年金への変更手続きはお済ですか？

国民年金の届出が必要です！

●20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。勤務先を退職（失業）されたときは、厚生年金保険から国民年金への変更の届出が必要です。

※勤務先を退職（失業）された方に扶養されていた配偶者も、国民年金への変更の届出が必要です。

【手続きについて】お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口で手続きしてください。

【手続きに必要なもの】個人番号または基礎年金番号がわかる書類。

【保険料額】国民年金の保険料は毎年度変わります。令和6年度の月額保険料は16,980円です。

知っていますか？ 国民年金保険料の免除制度

保険料は毎月納めていただきますが、収入の減少や失業等により保険料を納めることが難しくなることもあります。

また、保険料を未納のままにしておくと、将来の「老齢基礎年金」や、障害・死亡といった不測の事態が生じたときの「障害基礎年金」・「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。

経済的な理由により、保険料を納めることができない場合は、保険料を「全額免除」または「一部免除」する制度があります。

*免除の承認を受けた期間は、年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）に含まれます。

全額免除… 保険料の全額を免除

一部免除… 保険料の一部を免除（4分の3免除・半額免除・4分の1免除）

●免除が承認された場合の免除額と保険料

【令和6年度の月額保険料】

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
免除額	16,980円	12,730円	8,490円	4,240円
保険料	0円	4,250円*	8,490円*	12,740円*

※免除が承認された場合の保険料を納めていない期間は、未納扱いとなりますのでご注意ください。

免除を受けるための条件を確認してください

本人、配偶者及び世帯主それぞれの前年所得※が、一定の金額以下であれば、申請者本人が免除を受けることができます。

※例：令和6年7月～令和7年6月の保険料は令和5年中の所得で、審査を行います。

申請をしてください

申請する場合は、「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」（申請書は各窓口、日本年金機構ホームページにあります）を、お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口もしくはお近くの年金事務所にご提出ください（郵送も可能です）。

*納付猶予…50歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料納付が猶予される制度のことです。

マイナポータルを利用した電子申請

- ①マイナンバーカードをご準備いただき、マイナポータルへアクセスしてください。
- ②マイナポータルのトップ画面の「年金の手続きをする」を選択し、マイナポータルへログイン。「国民年金に関する手続き」画面で、希望する手続きを確認し「手続に進む」を選択し、マイナンバーカードの読み取りを行ってください。
- ③案内に従い必要事項を入力して申請を行ってください。

手続き及び申請方法は
こちらから

マイナポータル 検索
https://myna.go.jp

電子申請の概要は
日本年金機構
ホームページを
ご覧ください。

日本年金機構 検索
https://www.nenkin.go.jp/



申請できる期間を確認してください

免除の申請は、過去2年（申請月の2年1カ月前の月分）までさかのぼって申請することができます。例えば、令和7年4月に申請する場合は、令和5年3月までさかのぼって申請できます。

詳しくは、お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口もしくはお近くの年金事務所にご相談ください。



「加入」や「免除等」に関する詳しい内容は、日本年金機構ホームページをご覧ください。
日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp>

日本年金機構

検索

＼年金事務所からのお知らせです。／

あなたの年金 簡単便利な **ねんきんネット**で！
ペーパーレス化にしてみませんか？

ねんきん定期便のペーパーレス化
(電子版ねんきん定期便)

データ保管が簡単！



ねんきん定期便

通知書のペーパーレス化 (電子送付)

確定申告の電子申請に！



国民年金保険料控除証明書




公的年金等の源泉徴収票

ねんきんネットは、マイナポータルから簡単に登録できます！

連携に必要なもの
お手元にご用意ください


①スマートフォン
事前にスマートフォンにマイナポータルアプリをインストールしてください。

②メールアドレス




<https://myna.go.jp>

③マイナンバーカード




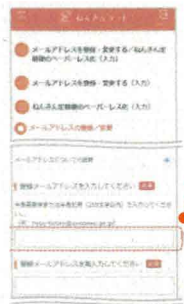
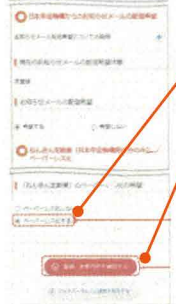

④数字4桁のパスワード
(例) **1 2 3 4**

マイナンバーカード受け取り時に設定した「利用者証明書電子証明書パスワード」



簡単！
ねんきんネット・ねんきん定期便のペーパーレス化登録方法


- ①「マイナポータル」のログイン画面からマイナンバーカードとパスワードを使ってログイン
- ②トップ画面の「年金」を選択し「トップページ (ねんきんネット)」を選択
- ③「連携に同意する」をチェックし、「ねんきんネットと連携」を選択
- ④メールアドレスを登録・変更する/ねんきん定期便のペーパーレス化(入力) からメールアドレスを入力
- ⑤ペーパーレス化するを選択し【登録】ボタンをタップ
- ⑥内容を確認の上【入力内容を登録する】ボタンをタップ

「ねんきんネット」と「ねんきん定期便のペーパーレス化」の登録完了！

さらに！

ねんきんネットの「各種設定を変更する」から「公的年金等の源泉徴収票」や「国民年金保険料控除証明書」のペーパーレス化の設定ができます。




マイナンバーカードをお持ちでなくても「ねんきんネット」をご利用いただけます。詳しくはこちら


[ねんきんネット](https://www.nenkin.go.jp/n_net) [検索](#)

https://www.nenkin.go.jp/n_net





日本年金機構
Japan Pension Service



0570-058-555

050から始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1144

月曜日～金曜日：午前8時30分～午後5時15分 (月曜日のみ午後7時00分まで)
第2土曜日：午前9時30分～午後4時00分
※祝日 (第2土曜日は除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません



日本年金機構

「わたしと年金」

令和六年度受賞作品

厚生労働大臣賞

石川県

室田 律子様 (40代)

「キヤーツー！」私の叫び声が見守る中に響き渡った。突然、夫が白目になって意識を失い倒れたのだ。近所の人達に見守られながら、彼は救急車で病院に運ばれた。持病もなく健康体そのものだったのに…

病名は原因不明の脳炎だった。主な症状は痙攣、発熱、頭痛、意識障害だが、現在でも死亡する人もいる。元通りの状態になる人もいれば、記憶障害や高次脳機能障害などの後遺症のために、社会復帰が困難となる重い病気だ。

私は深く、深く、絶望した。人工呼吸器を着けて眠る夫の横で泣きに泣いた。彼が倒れた日は、ちょうどお腹の子が生まれる予定日の1か月前の日だったのだ。子供に会う日をあんなに楽しみにしていたのに、この人は助かるの？助かったとしても、私達の事が誰かわかるの？どうやって今後生活をしていけばいいの？色んな思いがグルグル頭を巡った。神様はなんて意地悪なのと何度も何度も思った。

夫の意識が戻らないまま、私は男の子を出産した。夫は13歳の時に父を亡くして、いつも父親のいない子供の気持ちは自分が一番解っていると云っていた。だからこそ私達をおいていくはずがないと思えた。私が夫と子供を守っていくしかないかと強く決心した。

夫が目を覚ましたら何とかかなるという期待は虚

しく、彼の後遺症は予想以上に重く、私が誰かわからなくなっていた。もちろん子供の事も。言葉も忘れてしまい、会話も出来ない状態だった。作業療法士、理学療法士、言語聴覚士によるリハビリが始まった。だが回復の兆しはなく、大人用と子供用のオムツを抱えながら、私は心が折れないよう、踏ん張るのが精一杯だった。そして入院から415日経った日に夫は退院した。息子は既に1歳になっていた。

私は家族を養えるよう、専門職に就こうと決めた。ファイナンシャルプランナーの勉強中に年金という分野に出会い、社会保険労務士を目指すことにした。その知識のおかげで路頭に迷わず、本当に救われた。

夫は会社員だったので傷病手当金を申請し、1年半後に障害年金を請求した。障害年金1級の証書を受け取った時、私はその場で握り締めながら泣き崩れた。彼の症状は重いと判断された事はやはりショックだった。だが、これで私達の生活は当面は守られると安心出来たのだ。そして病気で退職したため、失業保険の延長手続きをして、傷病手当金受給後には特定求職者として通常よりも長い期間受給が出来た。出産費用は出産育児一時金で賄えた。高額療養費制度で長期間の入院費はかなり助けられた。そうやってあらゆる社会保険制度のおかげで、私達家族はずっと守られたの

だった。

あれから17年経った今、夫は長いリハビリの甲斐があり、社会復帰し、働いている。赤ちゃんだった息子は、高校2年生になった。そして私は社会保険労務士になった。

この素晴らしい社会保険制度に携わる仕事に誇りを持っている。あの時助けられた私が、次は困っている誰かの一助になればと思っている。それが私に出来る恩返しだ。年金の仕事もしている。家族が病気でどうしたらいいかと落ち込んでいる人や、大事な人が亡くなってこれからの生活に困っている人達に社会保険制度が守ってくれるから安心して伝えたい。もちろん、「保険」なので加入しないと保証はされない。自分は健康だから関係ないと思っている人も、いつ病気になるかわからないし、事故で障害を負うかもしれない。だから関係ないなんて絶対に思わないで欲しい。「年金制度が破綻する」など誤った情報に惑わされないよう、制度をしっかりと伝え、必要なのに、必要な制度を届けられるよう、これからも私は励み続けるでしょう。

最後になりますが、私達家族を守ってくださる心より御礼申し上げます。あの時、障害年金を受給出来たおかげで、夫は社会復帰出来て、息子は立派に成長し、私は社会保険労務士になりました。

社会保険

Q&A

「教えて城間先生!!」

Vol.26

社会保険にまつわる相談をQ&A形式でお伝えします。
今回は、アルバイト学生、パートタイマー、歩合制外務員等の
雇用保険加入についてです。



事業主

Q

当社ではパートタイマー、アルバイト学生、歩合制外務員などを雇っています。これらの方は雇用保険の加入者となるのでしょうか？

A

適用事業（労働者を1人でも雇用する事業）に雇用される労働者は、適用除外者に該当しない限り、原則、雇用保険の被保険者となります。

しかし、相談者が例示された方が労働者であるかどうか、つまり雇用関係があるか否かは、この名称だけでは判断できません。それぞれ具体的な事情について検討する必要があります。

一般的に日雇労働者の場合を除き、次のように取り扱われています。

その方の勤務の実態からみて、事業主との間に雇用関係（その方が事業主の支配を受け、その規律の下に労務を提供し、その対象として報酬を受ける関係）があるか否かによって判断することになっています。具体的には「就業規則の適用の有無」「出勤義務の有無」「職務の内容及びサービスについての事業主の指揮監督の有無」「提供した労務の対賞としての賃金支払の有無」等から総合的に判断し、雇用関係が認められる場合には労働者となります。そのうえで被保険者資格の有無を判断することとなります。

①**パートタイマー**：その方が労働者と判断された場合には、1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用される見込みがあれば、被保険者となります。

②**学生**：雇用保険法6条第4号の規定により、原則として学生は適用除外となっています。但し、次の者は厚生労働省令で雇用保険の被保険者になるとしています。

ア 卒業を予定している者で、適用事業に雇用され、卒業後も引き続きその事業に雇用されることになっている者

イ 休学中の者

ウ 定時制の過程に在学する者

したがって、一般的な昼間学生は被保険者になりません。

③**歩合制外務員**：生命保険会社、損害保険会社、証券会社等の外務員については、雇用関係であるか委任関係であるか不明確な場合が多いが、「固定給の有無及びその割合」「就業規則適用の有無」「出勤義務の有無」などを総合的に判断して雇用関係が明確に認められる場合に被保険者となります。しかしその報酬が歩合制のみによる外務員については、雇用関係が明確でなく、通常は被保険者とならない場合が多いと考えられます。



城間先生

その他社会保険にまつわるご質問はお気軽に下記まで！

社会保険労務士が、社会保険の分からないことについてお答えします。

◇社会保険の制度や事務手続きの疑問点について電話相談を行います。

3月：7日(金)・14日(金)・21日(金)・28日(金)

4月：4日(金)・11日(金)・18日(金)・25日(金)

毎週金曜日

各午後1時から午後5時まで

担当 特定社会保険労務士 城間 洋子 氏

◇電話番号 沖縄県社会保険協会 ☎098-861-2681

無料電話相談



～社会保険協会からのお知らせ～

★ 会員事業所変更届のご提出について ★

【会員事業所の皆様へ】

2024年度も社会保険協会会費の納入につきまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
事業所名称、住所、事業所記号番号、被保険者数などに変更がある場合は、お手数ですが、下記の「会員事業所変更届」にご記入の上、FAXまたは電子メールにてご連絡下さい。



会員事業所変更届

【変更前】 払込取扱票や宛名シールに印字されている内容をご記入下さい。

事業所名 ※入力必須	
事業所住所 ※入力必須	〒 —
電話番号	
事業所整理記号 事業所番号	— 【記入例】 那 - アイウ 1111 ※宛名事業所名の下欄に記載されています



【変更内容】 (※変更がある項目のみご記入ください)

事業所名	
事業所住所	〒 —
電話番号	
被保険者数	名 ※職員（被保険者）数に変更がある場合にご記入ください。 「年会費」は、被保険者数の人数に応じて金額変更となります。
事業所整理記号 事業所番号	※住所変更がある場合に事業所整理記号番号が変更となる場合がございます。 —

会費額算定基準表

職員（被保険者）数	会費（年額）	職員（被保険者）数	会費（年額）
1人以上～20人未満	3,000円	100人以上～300人未満	19,500円
20人以上～50人未満	5,500円	300人以上～500人未満	32,500円
50人以上～100人未満	10,500円	500人以上～	45,500円

送付先

一般財団法人沖縄県社会保険協会 へ

FAX 098-861-2682 TEL 098-861-2681
E-mail : okisyakyo@ryucom.ne.jp